○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込及び引受け（第六条・第十七条）
第二節　運賃（第二条・第五条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十三条）
第八節　責任（第三十四条・第三十六条）
第九節　運送引受書（第三十七条・第三十八条）
第三章　雑又は取扱い等（第三十九条・第四十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をも行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送をも行います。

（利用約款）

第二条　当店の約款する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物が運送する事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含む二日

二　隣接地間　貨物を受け取った日を含む三日

三　隣接地間以外の地域　貨物を受け取った日を含む四日

四　離島地域　貨物を受け取った日を含む五日

2　前項の規定にかかわらず、当店は、当店の営業所の所在する地域（以下「営業所地域」という。）と、当店の営業所の所在する地域以外の地域（以下「営業所地域以外の地域」という。）との間の運送については